

## 公益財団法人群馬県交通安全協会交通事故入院見舞金要綱

平成27年11月5日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は「公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）賛助会員に関する規程」第2条第3号及び第4号に定める「免許会員」及び「個人会員」（以下「会員」という。）が交通事故を起因として負傷し入院した場合の「入院見舞金」（以下「見舞金」という。）給付制度に関する事項を定めるものである。

(対象交通事故)

第2条 見舞金給付の対象交通事故は、道路交通法（以下「法」という。）第2条第1項第9号に定める自動車を運転又は同乗中（バス、タクシー等の公共交通機関の乗客を除く。）若しくは同項第10号の原動機付き自転車、第11号の2の自転車を運転中並びに歩行中であって、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交通事故当事者が会員であること。
- (2) 日本国内で交通事故証明書が発行されること。
- (3) 当該事故を起因とする負傷であって、30日以上継続入院したことが証明できること。
- (4) 法第71条の3第1項及び第2項に定める座席ベルトを装着又は第71条の4第1項及び第2項に定める乗車用ヘルメットをかぶっていたこと。

(除外)

第3条 前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する交通事故等の場合には、見舞金を給付しないものとする。

- (1) 故意（危険運転致傷罪を含む。）によるもの。
- (2) 自殺、犯罪又は闘争行為によるもの。
- (3) 無免許、飲酒及び過労運転又は覚醒剤等、薬物の影響によるもの。
- (4) 自動車等の競技、競争、興行及び訓練中によるもの。
- (5) 爆発又は火災を起因とするもの。
- (6) 地震、津波等の自然災害を起因とするもの。
- (7) 脳疾患、心神喪失、その他疾病を起因とするもの。
- (8) 頸部症候群（むち打ち症）又は腰痛等で他覚症状が認められない入院であること。
- (9) 虚偽事実によるもの。

(見舞金)

第4条 見舞金の給付額は、一つの事故につき5万円とする。

(申請方法等)

第5条 見舞金の給付を受けようとする者は、第2条に定める交通事故発生の日から6か月以内に「交通事故入院見舞金給付申請書」（別記様式第1号）及び「確認書」（別記様式第2号）により、本会理事長宛に申請するものとする。

なお、個人会員が見舞金を申請する際、当年度会費が未納の場合は、年度会費を納めてから申請するものとする。

2 前項の申請に際しては、次の各号に掲げる証拠書類を添付するものとする。

- (1) 免許会員 会員証 (写)
- (2) 個人会員 個人会員証 (写)
- (3) 運転免許証 (写) 又は身分証明書 (写)
- (4) 入院証明書
- (5) 交通事故証明書

3 第1項に定める見舞金給付申請期間以後の申請は無効とする。

(申請窓口)

第6条 前条第1項の申請先は、見舞金給付申請者の住所地を管轄する本会各地区交通安全協会(以下「地区安協」という。)とする。ただし、郵送又は電話等の申請は不可とする。

2 見舞金給付申請者の事情により、当該申請者が地区安協に申請することができないときは代理人申請をすることができる。

3 前項の代理人申請をする場合にあつては、前条第1項及び第2項に定める申請書類に「委任状」(別記様式第3号)及び代理人の運転免許証(写)又は身分証明書(写)を添付するものとする。

(申請受理等)

第7条 前条に定める申請を受けた地区安協は、申請者本人及び会員確認並びに「交通事故入院見舞金給付申請審査表(以下「審査表」という。)」(別記様式第4号)により申請書類の審査をした結果、適正と認めた場合に限り受理するものとする。

2 前項により審査を実施した職員は、審査表下段審査者欄に地区名を記載し、職制、署名及び押印するものとする。

3 前項により、見舞金給付申請を受理した地区安協は、速やかに関係書類を本会へ送付するものとする。この場合において、地区安協は同申請関係書類の写しを作成して保管するものとする。

(見舞金の決定等)

第8条 本会は、前条第2項により関係書類を受理したときは、これを速やかに審査し適正と認めた場合には、見舞金給付を決定しなければならない。

2 本会における審査は、前条第2項を準用する。

3 前各項により、見舞金給付を決定したときは、速やかに「交通事故見舞金給付決定通知書」(別記様式第5号)により申請者に通知し、指定された金融機関の口座に振り込み給付するものとする。

4 第1項の審査の結果、申請内容が見舞金給付に該当しない交通事故又は負傷であると認められた場合には、速やかに「交通事故入院見舞金給付申請却下通知書」(別記様式第6号)により通知しなければならない。

(見舞金の返還)

第9条 理事長は、見舞金給付を受けた者が虚偽事実等の不正事実に基づく申請をしたことが判明したときは、見舞金を全額返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 本会及び地区安協は、この要綱に定める「交通事故入院見舞金給付申請書」等の関係書類について、申請者別に見舞金給付の日から5年間保存するものとする。

(補則)

第11条 見舞金給付申請事案であって、この要綱に規定のない事項については、申請者毎に本会事務局長が裁定し、理事長の承認を受けるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和元年12月24日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。